様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年8月7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃたけむらせいさくしょ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社竹村製作所  （ふりがな） たけむら かつとし  （法人の場合）代表者の氏名　　竹村 勝年  住所　〒381-0017  長野県長野市小島127番地  法人番号　4100001001883  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ  「当社の取り組み DX方針」 | | 公表日 | 2025年　6月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.takemura-ss.com/about/policy/detail04/>  記載箇所：「企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性」 | | 記載内容抜粋 | 創業以来、「使う身になって」という企業理念のもと、寒冷地向けの不凍栓類の開発販売を中心に「水のある豊かな暮らし」を実現することにより、お客様の信頼にこたえ、社会に貢献してまいりました。  しかし、近年のようにビジネス環境の変化が激しく、お客様のニーズも多様化してきている中では、企業として変革していく必要があり、そのためには、デジタル技術の活用による積極的かつ迅速な情報収集・分析を行い、事業に新たな視点を取り入れていくことが重要です。  こうした情報収集・分析によって蓄積された情報資産を活用しながら、時代のニーズに合わせて自らを変革し、「水とともにゆたかな社会を創造する企業」へと成長していけるよう、全力を尽くしてまいります。  ①企業文化及び人材の変革  教育によるデジタル人材の育成を通じ、デジタル技術に「誰一人取り残されない」状況を作り上げることで、デジタル社会における企業変革を全社員で実現します。  ②既存事業変革による企業価値の向上  AIやIoT、RPA、BIツール、クラウドなどのデジタル技術を用いて既存事業の変革を行い、更にそこから得られるデータを活用することで、社外との連携も含めた事業全体を最適化し、意思決定及びお客様への対応スピードを速め、更なるお客様からの信頼獲得に努めます。  ③新規事業創造への挑戦  デジタル技術、及び自社が保有する知的資産を含む経営資源を活かし、「持続可能でよりよい世界を目指す」ための新規事業の創造に挑戦していくことにより、レジリエンスの向上を図るとともに企業永続性を高め、社会全体へ貢献し続けます。  環境変化やお客様のニーズの多様化に柔軟に対応していくために、経営企画部及びデジタル推進室を中心として、AIやIoT、RPA、BIツール、クラウドなどのデジタル技術、及びデータを活用して既存事業のビジネスモデルを変革するとともに、これまで培ってきた凍結防止、給水、ろ過技術など自社の強みを活かした「持続可能でよりよい世界を目指す」ための新規事業の創造にも挑戦し、社会に貢献していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社取締役会の承認を経て、公表されたものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ  「当社の取り組み DX方針」 | | 公表日 | 2025年　6月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.takemura-ss.com/about/policy/detail04/>  記載箇所：「企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な戦略」 | | 記載内容抜粋 | 『DXは現場の鼓動から』  デジタル環境の整備と人材育成を通じて、誰も取り残さないデジタル基盤を構築します。これにより、製造・営業・事務の各現場で、デジタルを活用した自発的な変革の動きが巻き起こることを目指します。  また、データ活用による意思決定を強化し、新たな価値創造と競争優位性を確立するとともに、重要業務への人的資本を集中させ、全社員の協力でデジタル変革を推進し、企業競争力を向上させます。  戦略①　人材と環境のX（トランスフォーメーション）  最新デジタル技術とセキュリティを導入し、システムの全体最適化を図り、効率的な基盤を構築します。また、IoTや自動化技術を活用し、スマートファクトリーを実現して生産性と品質を向上させます。  また、全社員向けにデジタルリテラシー向上の研修を定期的に実施し、デジタル推進室による業務の効率化とサポート体制を強化します。  戦略②　データの適切な活用  データを経営資源として活用し、データに基づく意思決定を促進する企業文化を醸成します。仮説検証を迅速化し、 データ集計や分析の自動化を進めることで、全体最適な課題解決を目指します。  具体的には以下の施策を実施します。  ⅰ： データガバナンス強化  ⅱ： データインフラの整備  ⅲ： 分析ツールの導入  ⅳ： データセキュリティ強化  ⅴ： トレーニングプログラムの実施 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社取締役会の承認を経て、公表されたものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：「戦略を効果的に進めるための体制」 | | 記載内容抜粋 | 「DX推進体制について」  経営者を統括責任者、経営企画部長及びデジタル推進室長を実務責任者とすることで、トップダウンの体制を構築します。  加えて、各部門に部内のDX推進担当者を配置し、この担当者を通じてDX推進活動を広く浸透させていき、社員のDXに対する意識向上を図ることで、現場の活動から生まれる提案も期待できます。  また、全社員に対して継続的なITリテラシー及びDXリテラシー教育を施し、更なる体制の強化を行います。  これらの体制により、全社としてのDX推進を目指します。  「デジタル人材の創出について」  当社が目指すデジタル人材基盤の構築は、セキュリティに関する理解やデジタル技術を使いこなせる人材を増やしていくということだけでなく、自部署の課題を自ら発掘し、経営企画部及びデジタル推進室と協力しながら課題解決にチャレンジできる人材を創出することを目指します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：「最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策」 | | 記載内容抜粋 | 以下の取り組みにより社内DXを推進していきます。  2024年度  ・RPAによる業務効率化の拡充  ・レガシーサーバの刷新  ・インフラ、ネットワーク環境改善  ・新たな製品検査、組立、加工、洗浄機器の段階的導入  ・機械設備稼働状況可視化  2025年度  ・基幹システムの刷新  ・物理サーバの整理、仮想化  ・VPN環境の構築  ・ネットワークセキュリティ強化  ・新たな製品検査、組立、加工、洗浄機器の段階的導入  ・組立作業の稼働可視化  2026年度  ・オンプレミスからクラウドへの移行  ・AD環境移行  ・新たな製品検査、組立、加工、洗浄機器の段階的導入  ・在庫可視化  ・製造スケジュール管理の精緻化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ  「当社の取り組み DX方針」 | | 公表日 | 2025年　6月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.takemura-ss.com/about/policy/detail04/>  記載箇所：「DX推進の達成状況を計る指標」 | | 記載内容抜粋 | DX推進の達成状況を計る指標として、業務の累積削減時間を設定し、ここから生まれる人的資本を、より付加価値の高い事業に投資していきます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　6月　30日 | | 発信方法 | 当社ホームページの「当社の取り組み DX方針」にて代表取締役社長による発信。  <https://www.takemura-ss.com/about/policy/detail04/>  記載箇所「トップメッセージ」 | | 発信内容 | 当社のDX方針について、代表取締役社長による発信を行っています。  当社では、2024年度より3年間の中期経営計画を策定し、自ら変化を創り出す「変化創造業」への変革基盤の構築を目的に、さまざまな取り組みを開始しています。その重点方針の一つがDX推進です。  ビジネスプロセスの変革や新規市場の開拓に必要なデジタル基盤を整備し、企業としての競争力を継続的に高めていきます。  株式会社竹村製作所  代表取締役社長　竹村 勝年 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　5月頃　～　2025年　6月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断結果を入力サイトより提出しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　6月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社は、SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の宣言を行い、情報セキュリティ対策に取り組んでいます。  <https://www.takemura-ss.com/about/policy/detail03/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。